日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 22

No.14-005

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO 第一次勧告で JAL 整理解雇事件が ILO 監視下に（2012 年 6 月 15 日）

有効な交渉のために組合役員の雇用確保を ILO は要請

国際労働機関（ILO）により、
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO 勧告の意義についてシリーズ 3

ILOは、事態の重要性に鑑みて解雇問題を含めて審議対象として扱う

政府・JAL は、ILO が関与しないように求めましたが、2012 年 6 月 15 日の勧告で、ILOは事態の重要性に鑑みて、解雇問題を含めて、審議対象として扱い、そして 日本航空の整理解雇案件が ILO の監視下におかれました。

今後、状況に応じて、ILOから、追加勧告が出されることに

この是正勧告を受けて、日本航空の整理解雇の案件は、ILO 結社の自由委員会の

フォローアップ(追跡検証)の対象として位置付けられました。

今後、状況に応じて、ILOから追加勧告がだされることになります。それを ILO は「again and again」と表明して、解決するまで監視を継続します。

過去の例では、国労案件の場合、九次まで勧告が出されました。

> 「国労案件：1987 年に国鉄を民営化する決定に引き続き、承継法人であるＪＲ各社が多くの申立人（国労及び全動労）組合員をその労働組合所属だけの理由で採用しなかった。さらに、ＪＲ各社の採用拒否に従い、彼らは国鉄清算事業団に配置転換され、事業団はその後、1990 年にその多数を解雇した」
>
> （ILO 報告書より抜粋）

■勧告の内容は、638～648項の結社の自由委員会の出した結論にもとづいて、649項で示されています。この 649 項を順次説明します。

（リンク：649 項参照）

委員会は、協議の機会を確実に保証することを政府に求める

勧告 第 649-(a)

「当委員会は、政府に対して、従業員の数量的削減過程において、基準となるものは、労働組合と、その労働者の代表の任務にとって、関連する当事者間において協議がなされることであることを確立するよう要請する。」

ここでは、ILO 結社の自由委員会は、政府に協議の機会を確実に保証することを求めています。その協議の目的は、従業員の人員削減の過程において、労働組合と、その労働者の代表が役割を発揮することが重要であり、その役割をどのようにして発揮させることが可能かという協議です。

そのためには、

交渉を担当する労働組合の役員の雇用確保を求める

（不当労働行為にも関連）

そのことについて、結論部分の 644 項で

「委員会は、本件において、大量解雇が CCU、JFU、JALFIO など、複数の労働組合の役員や組合員を含む、多数の労働者に影響を及ぼした点に留意している」

とした上で

「結社の自由委員会」の判断基準として

「労働者の削減計画がある場合、その交渉を担当する労働組合の役員、労働者代表は、雇用のことで、まず優先的に配慮されなければならない」

としています。

そのような配慮がなされないとすると、労使間で有効な交渉ができないとしているのです。

結局、全体としてみるならば、結社の自由員会が、この a 項で求める協議とは組合役員の雇用をどのようにして保証して、人員削減問題について、有効な交渉がなされるか、その方策の検討を求めるという内容です。

具体的には、組合役員の雇用確保を要請していることになります。

■2012 年 6 月 15 日の「第一次勧告」を受けての、牛久保秀樹弁護士による「日本政府に解決交渉の実現を要請　ILO 結社の自由委員会・ＩＬＯ理事会勧告の意義」を一部抜粋要約しています

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より